

大分市人権教育・啓発基本計画

要約版

市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い



共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現をめざして

大分市



はじめに

本市は、平成11年11月に、「人権教育のための国連10年大分市行動計画」を策定し、市民一人ひとりが真に幸せに豊かに生きるため、「思いやりとやさしさのある地域社会の実現」に向けた取組を積極的に推進してまいりました。この計画も、平成16年末をもって終了し、この間、人権意識の高揚に一定の成果を挙げることができたものと考えております。

しかしながら、今なお、人権問題は依然として解消されておらず、他方、時代の進展とともにインターネットによる人権侵害など新たな課題が生じてきております。

こうした中、本市では、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対するこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、今後の中長期的な人権施策の推進指針として、「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。

今後とも、この基本計画に基づき、市民と行政が一体となって、思いやり、やさしさからさらに一步踏み込んだ行動力を涵養^{かんよう}する人権教育・啓発の取組を積極的に進めてまいります。

平成17年1月

大分市長

釘宮 磐

「人権教育」 とは

人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動をいう。

「人権啓発」 とは

国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。

*「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」より。

基本計画策定の背景と基本的考え方

策定の背景

- (1) 国際的な潮流 ……………1
- (2) 国・県の取組 ……………1
- (3) 本市の取組 ……………1

基本的考え方

- (1) 目的 ……………2
- (2) 基本目標 ……………2

(3) 基本姿勢

- ① 生涯学習の視点に立った人権教育の推進
－みんなで学ぶ人権教育－ ……………2
- ② 共生の心を育む
－多文化・多様性の交流－ ……………2
- ③ 連携の促進
－みんなで進める人権教育・啓発－ …… 2

人権問題の現状と重要課題への対応

- ・同和問題 ……………4
- ・女性 ……………5
- ・子ども ……………5
- ・高齢者 ……………6
- ・障害者 ……………6
- ・外国人 ……………7
- ・H I V感染者・ハンセン病患者等 ……7
- ・その他 ……………8

基本計画の推進

あらゆる場を通じて

- (1) 就学前教育・学校教育 ……………9
- (2) 社会教育 ……………9
- (3) 家庭・地域 ……………9
- (4) 企業 ……………9
- (5) 特定の職業に従事する者 ……10

効果的な推進

- (1) 学習機会の拡大・充実 ……………11
- (2) 情報の提供と啓発 ……………11
- (3) 連携の促進 ……………12
- (4) 相談・支援・救済体制の充実 ……12

推進体制等

- 推進体制 ……………13
- 基本計画の確認と見直し ……13

基本計画策定の背景と基本的考え方

策定の背景

(1) 国際的な潮流

国際連合（国連）は、1948年（昭和23年）に「世界人権宣言」を採択し、人権を尊重することが平和の基礎であるとして、人権に関する諸条約や国際年を制定して、その定着化に努めてきました。

しかし、その一方では民族紛争や宗教対立などによって平和、人権、民主主義を脅かす問題が多発している状況です。

1994年（平成6年）世界平和と秩序のキーワードが「人権」であるとして、国連は1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、行動計画が提起され、世界各地で取組が進められました。

(2) 国・県の取組

我が国では、1965年（昭和40年）の「同和对策審議会答申」を受けて、「同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である」との認識の下に、様々な取組が行われてきました。

しかしながら結婚問題を中心に心理的差別は依然として根強く存在しています。

国は「人権教育のための国連10年」の決議を受けて1997年（平成9年）に国内行動計画を策定しました。

また、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、2002年（平成14年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

一方、大分県においても1998年（平成10年）に「人権教育のための国連10年大分県行動計画」を、さらに、2005年（平成17年）には「大分県人権施策基本計画」を策定しています。

(3) 本市の取組

本市では、1996年（平成8年）に「2010大分市総合計画」を策定し、基本理念の一つである「思いやりとやさしさのある地域社会の実現」に努めてきました。

1993年（平成5年）6月に、「部落差別撤廃」に関する決議を行い、また1996年（平成8年）3月には「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」を制定しました。

さらに、1998年（平成10年）10月に市長を本部長とする「大分市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、翌年11月に「人権教育のための国連10年大分市行動計画」を策定しました。

この計画は、2004年（平成16年）末をもって終了しましたが、依然として同和問題をはじめとする様々な人権問題が未解決のまま存在し、また、国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権に関する課題も生じてきています。

このようなことから、これまでの人権教育・啓発の取組の中で積み上げられた成果・評価を踏まえ、思いやりとやさしさから一步踏み込んだ行動力の涵養を図る「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。



基本的考え方

(1) 目的

市民と行政が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進するとともに、人権に関する個別の重要課題の解決に向け積極的に取り組みます。

(2) 基本目標

「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」を基本目標とします。

(3) 基本姿勢

① 生涯学習の視点に立った人権教育の推進 — みんなで学ぶ人権教育 —

市民一人ひとりが、人権に関する様々な問題に気付き、あらゆる場を学習の機会ととらえ、自発的に参加し、常に考える習慣を身につけることが大切です。

そのために、学校教育においては、人権問題を自らの問題としてとらえ、実践できる子どもの育成を目指します。

社会教育においては、社会教育施設などの市民の学習の場を通して自発的に人権問題について考え、解決に向けて取り組む実践力のある市民の育成に努めます。

② 共生の心を育む

— 多文化・多様性の交流 —

異文化・異民族に対する偏見や先入観、固定観念を払拭するなど、多様性や互いの価値観を容認し人権を尊重する「共生の心」を育てていくことが大切です。



また、共生社会を構築するためには、すべての人々が、差別し合うことなく互いの人権尊重意識の高揚を図り、やさしさと人を思いやる心、違いを認め合う寛容な心などを醸成することが重要です。地球上のすべての人々が、共生できる社会の実現に向けた一層の取組を進めます。

③ 連携の促進

— みんなで進める人権教育・啓発 —

家庭、学校、地域、職場、行政などが相互に連携しながら、効果的で実践的な人権教育・啓発を推進します。

家庭では、家族が互いの人権を尊重する意識を培うことが大切です。

学校では、実践的な人権教育を積極的に推進することが重要です。

地域では、様々な地域活動を通して一人ひとりが人権を尊重するという意識を培うことが大切です。

企業においては、公正な採用と、職場における人間関係形成の学習が必要です。

行政においては、すべての行政職員が、人権尊重を基盤として業務を遂行するよう研修の充実に努めます。

計画の体系図

基本目標

市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い
共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現をめざして

基本姿勢

生涯学習の視点に立った人権教育の推進
- みんなで学ぶ人権教育 -
共生の心を育む
- 多文化・多様性の交流 -
連携の促進
- みんなで進める人権教育・啓発 -

推進

重要課題への対応

- ・ 同和問題
- ・ 女性
- ・ 子ども
- ・ 高齢者
- ・ 障害者
- ・ 外国人
- ・ HIV感染者・ハンセン病患者等
- ・ その他

あらゆる場を通じて

- ・ 就学前教育・学校教育
- ・ 社会教育
- ・ 家庭・地域
- ・ 企業
- ・ 特定の職業に従事する者

効果的な推進

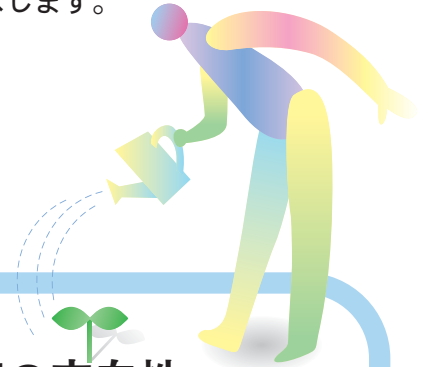
- ・ 学習機会の拡大・充実
- ・ 情報の提供と啓発
- ・ 連携れんけいの促進
- ・ 相談・支援・救済体制の充実



人権問題の現状と重要課題への対応

人権問題の現状と課題及び今後の施策の方向性を以下に示します。

同和問題



現状と課題

★1965年（昭和40年）の「同和対策審議どうわたいさくしんぎ会答申かいとうしん」の中で、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」と述べられています。

本市では、これまで環境整備や啓発事業などを積極的に推進してきました。

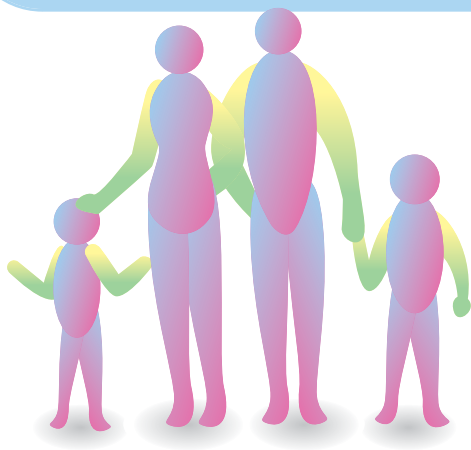
しかしながら、進学率の格差にみられる教育の問題やこれと密接に関連する不安定就労あんでいしゅうろうなどの問題があり、また、結婚問題を中心に差別意識が根強く残るとともに差別落書や差別発言などの差別事象も発生しています。

→ 施策の方向性

★同和問題を人権問題における重要な柱としてとらえ、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護ようごに関する条例」（1996年【平成8年】3月制定）を基調にし、人権意識の普及・高揚こうように努め、学校教育および社会教育を通じて、同和問題の解決に向けた取組を積極的に推進します。

また、啓発事業の内容・手法に創意工夫を凝らし、積極的に啓発活動を推進します。

さらに、相談・支援・救済体制の充実に努めます。



女 性

現状と課題

★人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識があり、女性の主体的生き方を阻んでいる状況があります。

また、女性に対する重大な人権侵害である「セクシュアルハラスメント」、「夫・恋人からの暴力（DV）」などの問題は、男女の社会的地位や経済力の格差に加え、女性軽視の風潮が背景にあり、早急な対応が必要となっています。

* セクシュアルハラスメント
相手側の意に反して性的な言動を行うこと。

→ → 施策の方向性

★男女共同参画社会実現を目指して、今なお残る女性に対する偏見や性別役割分担意識の払拭を図り、男女平等意識と女性への人権尊重意識の醸成に向けた教育・啓発に努めます。

また、「セクシュアルハラスメント」、「夫・恋人からの暴力（DV）」などの根絶に向けた啓発、相談体制の充実を図ります。

さらに、女性の参画・登用の推進や男女が共に働きやすい環境づくりを促進します。

子 ども

現状と課題

★近年、少子化や核家族化が進む中、いじめや不登校、児童虐待などが大きな社会問題となっています。

これらは、現代社会が抱える課題（大人の側の自覚・意識・倫理観等の反映）であり、家庭や地域の教育力の低下が指摘されるとともに他人に対する思いやりや相手の立場に立つといった人権感覚の欠如などが要因として考えられ、早急な対策が必要です。

→ → 施策の方向性

★子育ての社会的支援の強化、地域ぐるみで子どもを育てる意識づくりなど、子どもの健やかな成長が保障される環境づくりを目指し、子育て支援や子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進を図ります。

今後は、「大分市次世代育成支援行動計画」（2005年【平成17年】策定）に基づいて、関係機関等との連携を図りながら、福祉・保健・教育等あらゆる分野での施策の推進に努めます。

高 齢 者

現状と課題

★高齢化、核家族化などに伴い、介護疲れや老々介護などによる、「身体的暴力による虐待」、「介護等の日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待」など、高齢者への人権に関する深刻な問題が生じています。

さらに、悪徳商法や近年においての「振り込め詐欺」など高齢者を対象とした犯罪が多発しています。

→ → 施策の方向性

★健康で生きがいを持ち、明るく活力ある高齢社会の実現のため、子どもの頃からの高齢者との触れ合いなど福祉教育を推進します。

また、高齢者が生きがいと主体性を持った生活が送れるよう、多様な学習機会の提供など条件整備や支援体制の確立を図ります。

さらに、「いきいき健康大分市民21」に基づいて健康づくり事業や介護予防事業を推進します。

障 害 者

現状と課題

★人々の障害に対する無理解や偏見は根深く、障害者の自立と社会参加へ向けた取組が必要となっています。

このため、障害者が住み慣れた地域において、障害のない人たちと生活を共にしていくという課題に適切に対応していく必要性が生じています。

また、近年、障害者に対する人権侵害や障害者の財産に対する侵害行為が問題となっており、その対策が緊急の課題となっています。

→ → 施策の方向性

★「第二期大分市障害者計画」に基づき、国、県をはじめ関係機関や関係団体との連携を図りながら、障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が「支えあって共に生きる福祉のまちづくり」の実現を目指します。

また、障害に対する偏見や差別を解消するため、あらゆる機会を利用した教育・啓発を推進するとともに、障害者の主体性と権利の擁護、社会参加の促進に努めます。

外国人

現状と課題

★国際化が進み、本市を訪れる外国人や本市で生活する外国籍市民が増えています。

このような中、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国籍市民、朝鮮籍市民等をめぐる問題や、外国籍市民に対する就労、入店・入居拒否など差別や偏見による人権問題も課題となっています。

→ 施策の方向性

★外国籍市民に対して差別意識を持たず、さらに互いのアイデンティティーの違いを正しく認識、尊重しながら、共に快適に暮らすことのできる「共生・協働社会」の実現を目指します。

また、外国人に対する偏見や差別意識を解消するための教育・啓発を推進するとともに外国籍市民が住みやすいまちづくりや国際交流の推進を図ります。

* アイデンティティー

他者とは違う独自の性質。自分を他者とは違うものとする明確な意識。

HIV感染者・ハンセン病患者等

現状と課題

★HIV感染症、ハンセン病などの様々な病気に関しての正しい知識が十分に普及していないために、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否など、社会生活の様々な場面で差別や偏見による人権問題が生じてきました。

特に、ハンセン病の療養所入所者は、病気に対する誤った認識による長期の隔離政策などにより、病気が完治した後も社会復帰に向けての様々な問題を抱えています。

* HIV

ヒト免疫不全ウイルス。

→ 施策の方向性

★偏見や差別意識を解消し、基本的な人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや共に生きていくことの大切さを広く市民に伝えていくため、市民への正しい知識の普及啓発に努めるとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育・啓発の推進を図ります。

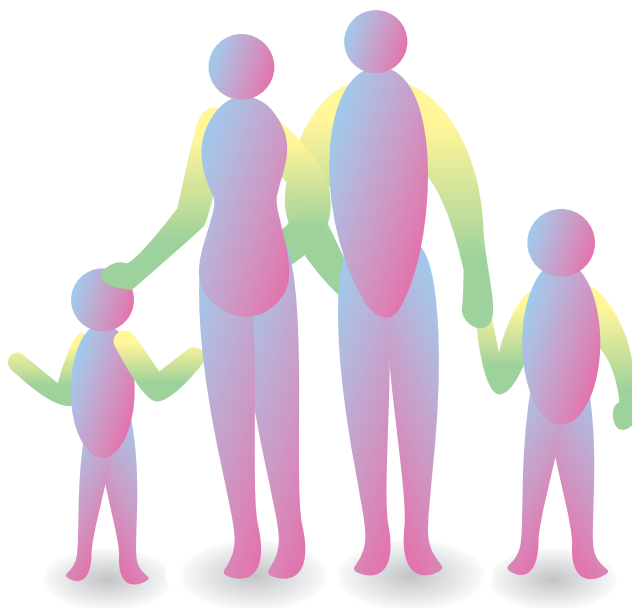
そ の 他

現状と課題

★性同一性障害者、犯罪被害者やその家族、プライバシーをめぐる問題、インターネットによる人権侵害、アイヌの人々への問題、職業に関する差別、刑を終えて出所した人やその家族への偏見^{へんけん}やホームレスに対するいやがらせなど様々な人権問題があります。

→ → 施策の方向性

★これらの人々の人権が侵害されないよう正しい知識を身に付け理解を深めるとともに、互いのプライバシーが尊重^{そんちょう}される教育・啓発の推進が必要です。



基本計画の推進

本市の基本計画の目標と基本姿勢、人権問題の現状と課題を踏まえ、人権教育・啓発を推進していくための具体的施策の方向性を示します。

あらゆる場を通じて

家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・職場などあらゆる場や機会において、基本計画の推進を図ります。

(1) 就学前教育・学校教育

保育所や幼稚園、学校では、自分と異なる個性を尊重し、他者との相互関係を深めることのできる子どもを育成する必要があります。

保育所や幼稚園では、体験を通じて、主体的な活動を確保するとともに人との違いに気付くことや命を尊重する心等を養うことに努めます。

学校教育においては、全教育活動の中で発達段階に応じた指導の充実を図るとともに、家庭・地域社会との連携を深め、様々な体験活動を通して、人権を尊重しようとする生活習慣や態度、差別を見抜き、差別を許さない実践力の育成に努めます。

(2) 社会教育

公民館等社会教育施設では、地域課題や学習ニーズに対応した様々な学習活動を提供し、学習者の意欲の向上を図ります。

さらに、情報提供・学習相談・講師派遣などの学習支援を拡充するとともに、各地域の

実情に即した啓発活動の促進に努めます。

(3) 家庭・地域

人権にかかわる感性は、日常の暮らしの中で形成されるものです。

このため、PTA活動等、保護者の様々な活動に人権学習を位置付けるとともに、自治会単位の啓発活動に取り組み、人権にかかわる正しい知識の伝達と人権意識の高揚に努めます。

(4) 企業

企業は、「豊かな社会づくりに貢献する」という社会的責任を担い、男女共同参画社会の実現、高齢社会への対応など基本的人権に配慮した適切な取組が強く求められています。

このため、国、県と連携を図りながら同和問題をはじめ様々な人権問題の研修機会の確保を働きかけるとともに公正な採用、任用の推進が図られるよう人権啓発の充実に努めます。



(5) 特定の職業に従事する者

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対して、次のような人権教育・啓発の推進に努めます。

【市職員】

人権に配慮した職務への強い意識を持つことができるよう職員研修の充実に努めます。

また、研修の内容を知的理解にとどめず、職務の面でも人権尊重の視点に立ち、やさしさと配慮に満ちた^{せつぐう}接遇に努め、さらなる市民サービスの向上を図ります。

【教職員等】

保育所職員、学校教職員の研修においては、人権尊重の理念について十分な認識を持つことができるよう体験的な研修を取り入れ、交流機会の拡充や情報交換の場を確保するなど、研修内容・方法の工夫改善に努めます。

【医療関係者】

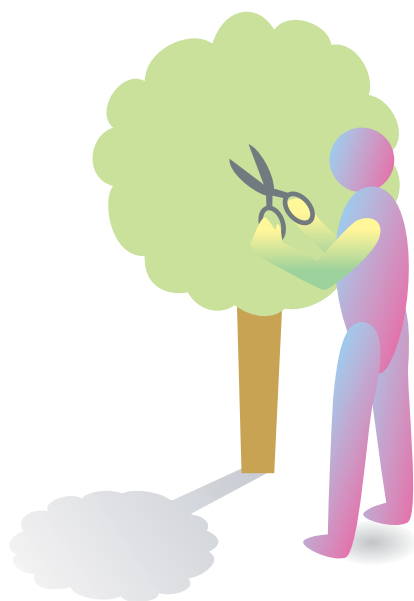
患者の人権を^{そんぢゆう}尊重し、人権意識の一層の向上に向け、医師等の医療関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるため、関係諸団体と^{れんけい}連携を十分に図ります。

【福祉保健関係者】

ケースワーカーをはじめホームヘルパー、ケアマネージャー等の介護サービス関係者、民生委員・児童委員、保健師等の福祉保健関係者に対し、人権意識の普及・^{こうよう}高揚が図られるよう、研修、講演会などを通じて人権教育・啓発を実施し、差別のない明るい社会づくりに努めます。

【マスメディア関係者】

マスメディア関係者に対し、自主的な人権教育・啓発への取組を要請するとともに、人権に関する情報提供を行います。



効果的な推進

市民一人ひとりが人権に関する正しい知識を確実に身につけ、行動できるよう効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

(1) 学習機会の拡大・充実

生涯学習の視点に立った人権教育を推進し、学習機会の拡充に努めます。

① 市民の人権意識、学習ニーズの把握

常に市民各層の人権意識や学習ニーズを的確に把握し、人権教育・啓発の実践の場へ反映するよう努めます。

② 人材の育成と活用

同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するための人権教育・啓発の推進にあたっては、市民の学習活動を指導し、助言するリーダーやボランティアの活動が必要不可欠なことから、こうした人材の育成に努めます。

さらに、人権研修・啓発を企画できる職員の育成、能力発揮への支援に努め、また、関係各機関と連携し、市民の学習活動等に必要とされる人材の登録制度などの充実に努めます。

③ 教材等の開発・整備

知識・理解を中心とした講義形式の学習に加え、市民の学習ニーズや興味、関心に即した学習方法の開発・導入に努めます。

保育所や幼稚園では、互いの違いから生ずる問題場面での具体的な解決方法を考えるなど、場や機会の工夫に努めます。

小・中学校では、実践力を育成するため、

コミュニケーション能力や問題解決能力などを培う自主的な活動の充実に努めます。

さらに参加体験型学習を取り入れるなど指導方法の工夫改善に努めます。

(2) 情報の提供と啓発

市民一人ひとりが日常生活の中で、主体的・継続的に学べるよう参加体験型学習を取り入れるなど、学習プログラムの工夫改善に努めます。

障害のある人々・外国籍市民等の情報の提供に配慮するなど、受け手の立場に立った情報伝達手段の選定や表現・手法などに工夫し、市民の興味・関心を高めるよう努めます。

① 情報提供の整備・工夫

市民の身近な公共施設において、学習機会や指導者、教材などによる情報提供や相談体制を整備するとともに、新聞・テレビ・ラジオなどのマスメディアの効果的活用にも努めます。

さらに、インターネットや市のホームページを活用し、広く市民に対して、より多くの人権関連情報の提供に努めます。

② 啓発内容の充実

人権を市民の日常生活に定着させるためには、啓発の内容が市民一人ひとりにとってより身近であることが必要です。

そのため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」等の周知徹底に努めるとともに、人権問題を未解決のまま温存助長している我が国の前近代的な身分社会の慣習・風習など生活の中に

ある課題を洗い出し、啓発に努めます。

(3) 連携の促進

① 国・県との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するには、国・県との連携が不可欠であり、それぞれが保有する必要な情報の提供について、相互に連携・協力していきます。

② 地域・民間との連携

本基本計画の実効性を高めるため、地域や各種団体に人権教育・啓発の取組の充実を促すとともに講師の派遣や教材の提供など適切な助言や情報提供を行います。

同和問題をはじめとする様々な人権問題を解決するための人権教育・啓発の推進では、「各地域の人権教育推進協議会」、「大分市人権・同和教育推進連絡協議会」などと連携を図りながら、充実強化を図ります。

また、人権が尊重されるまちづくり、つまり「人権のまちづくり」に向けた市民協働による人権施策の推進に努めます。

(4) 相談・支援・救済体制の充実

本市では、行政に関する相談、法律に関する相談、同和問題に関する相談、DV（夫・恋人からの暴力）相談等の様々な相談窓口を設置しています。

しかしながら、相談件数の増加や人権問題の複雑・多様性から、内容も広範囲にわたり、一層の充実が求められています。

このため、国（法務局等）、県及び関係団体（NPO等）とのさらなる連携・協力、情報の共有化を図るとともに相談担当職員の資質向上のため研修の強化など、あらゆる人権問題の解決に向けた相談・支援・救済体制の充実に努めます。

* NPO

非営利組織で、営利を目的とせず社会貢献を目的とする民間の団体。



推進体制等

推進体制

- (1) 総合的かつ効果的な推進を図るために「大分市人権教育・啓発推進本部」を中心に全庁体制で推進します。
- (2) 民間団体等（NPOを含む）と連携を深め、広く人権教育・啓発の推進が図られるよう働きかけるとともに、積極的な支援に努めます。
- (3) 推進にあたっては、幅広く市民に意見を求め、計画の推進に反映します。

基本計画の確認と見直し

人権教育・啓発に関する前年度の施策の実施報告を総合的に点検し、その結果を次年度の人権施策に適正に反映させるなど基本計画の確実な推進に努めます。

また、社会情勢の変化及び進捗状況に応じ、見直しを行います。



大分市あらゆる差別の撤廃及び 人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日
大分市条例第2号

（目的）

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

（市民の責務）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市の施策）

第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

（実態調査）

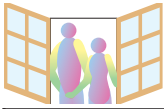
第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



大分市役所の人権相談窓口

お気軽にご相談ください!!

※なお、国や県の専門相談機関についてもご紹介いたします。

名 称	相 談 内 容	相 談 日 ・ 時 間	相 談 課 名	
人 権 相 談	人権全般・同和問題	月～金 8:30～17:00	人権・同和対策課	537-5618
			旭町文化センター 大分市旭町1組	546-2772
			人権・同和教育課	537-5651
無 料 法 律 相 談	市が委嘱した弁護士による、暮らしの中の法律的な問題についての相談(予約制)	第1・3木曜及び第4火曜 13:00～15:00	市民相談室	534-6111 (内線2302～2306)
青少年相談	青少年の非行・問題行動等、青少年に関する相談	月～金 9:00～18:00	大分市教育相談所 大分市金池町 3丁目2-3	538-3778
教育相談	いじめ、不登校等、教育相談全般			537-5665 533-7744
心 配 ご と 相 談	家庭内の問題や家族のことで、悩んだり困ったりしていることについての相談	毎週水曜 10:00～15:00	市民相談室 (左記の日時以外は 大分市社会福祉セ ンター (☎535-2050) 月～金 8:30～17:00)	534-6111 (内線2302～2306)
DV 相 談	DV(配偶者からの暴力)に関する相談	月～金 8:30～17:00	男女共同参画推進室	534-6111 内線1075
母 子 相 談	母親本人や子どものことで、悩んだり困ったりしていることについての相談	月～金 8:30～17:00	児童家庭課	534-6111 内線1426
家 庭 児 童 相 談	児童虐待や18歳以下の子どものことで、悩んだり困ったりしていることに関する相談			534-6111 内線1427
知的障害者相 談	知的障害者に関する相談	毎週火曜 10:00～15:00 (第4火曜は 正午まで)	市民相談室 (左記の日時以外は 障害福祉課 /内線1444)	534-6111 (内線2302～2306)
聴覚障害者相 談	聴覚障害者に関する相談	毎週金曜 10:00～15:00	同上	
精神障害者相 談	精神障害者に関する相談	毎週水曜 9:00～15:00 (第5水曜は除く)	市民相談室 (第1～第4水曜 以外は保健所健康課 ☎536-2516)	534-6111 内線1444
障害者相談	障害者の人、または障害児のことで悩んだり困ったりしていることについての相談	月～金 8:30～17:00	障害福祉課	
視覚障害者相 談	視覚障害者に関する相談			
認知症の悩み電話相談	認知症(痴呆)に関する相談	月～金 9:00～16:30	大分市保健所 (電話相談室)	537-1165 (電話相談専用)
福祉サービスに関する相談	福祉サービスに関すること	月～金 8:30～17:30	(大分市社会福祉協議会) あんしんサポート センター大分 大分市碩田町 3-5-11	533-6672
高齢者相談	お年寄りの人、またはお年寄りのことについて悩んだり困ったりしていることについての相談	毎週月曜 9:00～12:00	市民相談室 (左記の日時以外は 大分市社会福祉セ ンター (☎535-2050) 月～金 8:30～17:00)	534-6111 (内線2302～2306)
テレホンセンターみんなの広場(電話相談)	同上	月～金 8:30～17:00	高齢者福祉課	534-3700

市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い

大分市人権教育・啓発基本計画

共に生きる喜びを実感できる
地域社会の実現をめざして

要約版